

【比較表】財政運営戦略のポイントと「財政運営戦略の進捗状況の検証」の概要

国家戦略室作成

項目	財政運営戦略(平成22年6月策定)のポイント	「財政運営戦略の進捗状況の検証」の概要
1. 財政健全化目標について		
(1) 収支(フロー)目標について		
①国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)	遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する。	内閣府試算によると、2011年度における国・地方の基礎的財政収支は、2010年度に比べて対GDP比0.9%ポイント程度改善すると見込まれる。 また、2015年度における半減目標達成に必要な収支改善幅は対GDP比1.0%ポイント程度、2020年度における黒字化目標達成に必要な収支改善幅は4.2%ポイント程度と見込まれる。
②国の基礎的財政収支	国の基礎的財政収支についても、国・地方と同様の収支目標を設定。	内閣府試算によると、2011年度における国の基礎的財政収支は、2010年度に比べて対GDP比0.9%ポイント程度改善すると見込まれる。 また、2015年度における半減目標達成に必要な収支改善幅は対GDP比1.5%ポイント程度、2020年度における黒字化目標達成に必要な収支改善幅は4.6%ポイント程度と見込まれる。
(2) 残高(ストック)目標について	2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。	内閣府試算によると、2011年度における公債等残高の対GDP比は177%であり、2010年度(174%)に比べて増加(悪化)すると見込まれる。
2. 財政運営の基本ルールについて		
(1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)	歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保する。	・平成23年度予算において、歳出に関しては、「ペイアズユーゴー原則」が守られている。 ・法人税減税に関しては、「平成23年度税制改正大綱」において、「デフレ脱却と雇用拡大を最優先して、「ペイアズユーゴー原則」との関係では今回の税制改正による財源の確保は十分ではありませんが、思い切った引下げ措置を講ずることにします。」とされている。
(2) 財政赤字縮減ルールについて	国債発行額の縮減や国債依存度の引下げ、基礎的財政収支の改善など毎年度着実に財政状況の改善が図られるよう、国の予算編成を行う。	平成23年度予算においては、平成22年度当初予算と比較して、新規国債発行額、公債依存度とも微減となり、基礎的財政収支については、上記のように改善が見込まれるが、今後の税収や税外収入については不確定な要素が大きいことに留意が必要。
(3) 構造的な財政支出に対する財源確保について	年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費に対しては、歳入・歳出の両面にわたる改革を通じて、安定的な財源を確保していく。	平成23年度予算においては、依然として、現在の世代が享受している社会保障のサービス・給付を賄う費用さえも、その多くを特例公債に依存している。また、基礎年金の国庫負担割合について、単年度限りの措置として、臨時の財源を手当てし2分の1を維持するなど、大きな課題が残る状況となっている。
(4) 歳出見直しの基本原則	全ての歳出分野における事務及び事業について、不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底し、思い切った予算の組替えを行う。	平成23年度予算編成においては、「組替え基準」に基づき、要求時点で約2.5兆円の歳出を削減したほか、事業仕分けの反映等により約0.3兆円の歳出削減を行った。他方、約2.1兆円の「元気な日本復活特別枠」を活用し、新成長戦略実現へ向けた施策に重点的な配分を行う等、府省庁の枠を超えた予算の組替えを行っている。

【比較表】財政運営戦略のポイントと「財政運営戦略の進捗状況の検証」の概要

国家戦略室作成

項目	財政運営戦略(平成22年6月策定)のポイント	「財政運営戦略の進捗状況の検証」の概要
(5) 地方財政の安定的な運営について	財政の健全化については、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うことが必要。国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。	平成23年度予算においては、地方一般財源総額の適切な確保を含む地方財政への対応や、投資補助金を一括交付金化した「地域自主戦略交付金」(仮称)の創設など、この原則に沿った対応がなされている。
3. 中期財政フレームについて		
(1) 国債発行額の抑制	平成23年度の新規国債発行額について、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。	平成23年度予算における新規国債発行額は44兆2,980億円であり、平成22年度予算の44兆3,030億円を下回っている。
(2) 歳入面での取組	個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定する。	「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)に基づき、本年半ばまでに、社会保障の制度改革案と税制改革について成案を得るべく、早急に検討を進めることが必要である。
(3) 歳出面での取組	「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算の規模(「歳出の大枠」)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努める。地方の一般財源の総額については、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。	平成23年度予算における基礎的財政収支対象経費は約70兆8,625億円であり、平成22年度当初予算の約70兆9,319億円を下回っている。 なお、平成23年度地方財政への対応については、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額は59兆4,990億円であり、平成22年度地方財政計画における59兆4,103億円を下回らないよう実質的に同水準を確保している。